

議第99号

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「特殊勤務手当」の右に「，時間外勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当，休日勤務手当」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「地方公務員法」の右に「(以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である職員（以下「会計年度任用給食調理員」という。)及び法」を加え、「宿直手当，日直手当」を「宿日直手当」に改め、「夜間勤務手当」の右に「，休日勤務手当」を加え、同項の次に次の1項を加える。

2 会計年度任用給食調理員の給与は、給料，地域手当（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である給食調理員（以下「短時間勤務会計年度任用給食調理員」という。）にあっては、これらに相当する報酬をいう。），通勤手当（短時間勤務会計年度任用給食調理員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。），特殊勤務手当，時間外勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当，休日勤務手当（短時間勤務会計年度任用給食調理員にあっては、

これらに相当する報酬をいう。), 期末手当及び退職手当とする。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員である給食調理員の給与の種類及び基準を定める等の必要があるので提案する。